

「和歌山毒入りカレー事件第一審判決」 事実認定上の論点についての考察

白取祐司

一 はじめに

二〇〇二年二月一日、和歌山地裁は、九八年七月に起こった、いわゆる和歌山毒入りカレー事件の被告人に対して、死刑判決を言い渡した（和歌山地裁平成14・12・11）。世間を震撼させた毒物による大量殺傷事件は、司法の手に委ねられ、九八年の起訴から四年の歳月を経て、ひとまず極刑判決という「解」を得たことになる。

この事件が社会に与えた衝撃、また多数の被害者とその遺族に残した深い爪痕は計り知れない。裁判上争われた論点に限っても、黙秘権、亜硫酸の同一性（科学的鑑定）、亜硫酸混入の時間帯、目撃証言、放映済みビデオテープの証拠採用、殺人の動機（「激昂」の有無）、情況証拠による認定、類似

事実による立証方法の当否など多方面に及ぶ。しかし、紙数に限りのある本稿では、判決にあらわれた幾つかの事実認定上の問題を扱うにとどめざるを得ない。

なお、判決書は、A4版で六〇〇頁を超える膨大かつ詳細なもので、この事件にかける裁判所の意欲的な姿勢を示すものといえよう。内容も、力の入った読み応えのあるものである。ただし、裁判員制度の導入をなしたとげた「司法改革」後の刑事裁判で、このような「精緻」な判決（書）はおそらく不可能であろう。その意味で、本件カレー事件の一審判決（以下、「本判決」という）は「精密司法」の最後の徒花ともいえようか。

二 類似事実による事実認定

本事件の特徴は、被告人の黙秘もあって直接証拠が乏しく、検察側がもっぱら情況証拠に依拠した有罪立証を行ったことである。これ自体、近時の重大否認事件に共通するもので本件に特有なことではない。しかしその際、検察官は、いわゆる「類似事実による立証」という手法を用い、さらに起訴されていない事実まで類似事実として列挙した。検察のいう「証拠構造」を、論告から拾ってみよう。保険金詐欺を別にすれば、被告人に対する訴因は、保険金目的の殺人未遂四個、カレー事件（殺人・殺人未遂）一個の五つであるが、論告は、最初の四件が、いずれも「被告人が、各被害者に多額の生命保険等を掛けた上、その死亡保険金等を詐取する目的で同人らに砒素を混入した食物を提供したという極めて特殊な手口・態様による犯行であるため、

被告人が他にも同種の手口・態様で犯行を敢行しているという事実による犯人性の立証、すなわち、いわゆる類似事実による犯人性の立証が例外的に許される場合」だという。さらに論告は、起訴されていない九件（一九回）の殺人・殺人未遂事件（このうち砒素を用いたもの七件、睡眠薬を用いたもの二件）を「類似事実」として掲げ、「これらが、……いわゆる類似事実による立証として、前記四件の殺人未遂事件の犯人性に係る各証拠を補強することによって、各公訴事実の犯人性をより高度に立証しているという証拠構造にある」という。

本判決は、論告のような「類似事実」を先行させた構成は、「カレー毒物混入事件に直接関係する証拠の状況よりも、被告人の疑わしさをまず強調するような論の組み立て方であり、適

当ではない」として退け、本判決では、「まずカレー毒物混入事件に直接関係する証拠関係から検討することとし、カレー毒物混入事件以外の殺人未遂事件や多数の類似事実とされる事案については、その後、カレー毒物混入事件以前の状況証拠(講学上、予見的情况証拠とか事前の状況証拠とかいわれるもの)として検討する」とした。

本判決が、「類似事実」を後回しにして、まず客観的などころから、具体的には原因毒物の特定、亜硫酸の同一性、カレーへの混入機会と検討を進めたこと自体、評価できる。膨大な判決文が意外と読みやすいのも、全体の構成がこのように整理されているからであろう。しかし、検察官の「類似事実」による立証の問題性は、順序を逆転させるのみで解消されたであろうか。次の二点において疑問がある。

まず第一に、起訴された「類似事実」が、検察官のいう「特殊な手口・態様」かどうか、十分な論証がなされたのか。殺人の手段として砒素を用いる、という程度の「特殊」性で、法律的関連性を欠き本来許されないはずの「類似事実」の例外的使用を根拠づけることができるのか。たしかに、判例上同種の殺人未遂事件を状況証拠(類似事実)として認めた例もある(東京

地判平成六・三・三一判時一五〇二号四八頁「ロス疑惑銃撃事件」)。しかしこの判例は、殴打か銃撃かの違いはあるものの、同一被害者に対して、強盗を装い、また保険金目的であるなどより強度の類似性のあるものであったことに注意する必要がある。類似性に疑問のある事実を多数列挙してみても、証明力が増すわけではないのである。

第二に、起訴されていない「類似事実」については、これはいわば「余罪」であり、そもそも状況証拠として用いることに疑問がある。疑問点は二つ。その一、起訴されていない理由がもし有罪証拠の不十分さにあるなら、それ自体問題である。よほど起訴価値のない事実ならともかく、起訴されない(できない?)犯罪事実を状況証拠にあげること自体、胡散臭いといわなければならぬ。その二、仮にそれなりの証拠にもとづくものであったとしても、およそ「余罪」を量刑資料にすることに問題があるのに、公訴事実の証明に用いるなど、これまで議論もされてこなかった。このような立証方法は、一つ目の疑問とも相まって、適正な事実認定をゆがめるものというべきである。

三 異同識別鑑定という

「科学的証拠」

検察側の有罪主張のうち、ほとんどの唯一の客観的(物的)証拠であり検察のいう「証拠構造」を支える重要な証拠が、亜硫酸の異同識別鑑定であった。カレー鍋から検出された亜硫酸(鑑定資料1)と、その混入に用いられたと思われる紙コップ付着の亜硫酸、被告人の兄が被告人から預かった緑色ドラム缶付着の亜硫酸、被告人宅台所流し台下にあったプラスチック製小物入れに付着した亜硫酸等(鑑定資料2ないし6)が果たして同一か。これが鑑定事項であり、それぞれ手法を異にする①丸茂鑑定、②中井鑑定、③谷口・早川鑑定の三つの鑑定が実施された。自由も直接証拠もない本件では、これらの鑑定の証拠価値は決定的な意味をもつ。

本判決は、鑑定資料2以下の亜硫酸(判決は「嫌疑亜硫酸」と呼ぶ)が製造段階において同一であることを確認したうえで、カレー内の亜硫酸(鑑定資料1)との同一性について、三つの異同識別鑑定の分析結果を「総合判断」し、本件「嫌疑亜硫酸」がカレー鍋に「混入された蓋然性が高い」という結論を導いた。判決のいう「総合判断」ないし「総合的判断」とはこのようなものか。本判決の文言をそのまま借りれば、「最先端の技術といえども、極めて微量な成分の分析では、それぞ

れ手法ごとに一定の制約が伴うことを考えると、関係証拠の異同識別の判断は、一個の異同識別の分析結果のみで判断するのではなく、そのような個々の分析結果を一つの判断材料としてとらえ、複数の異なる手法による分析結果の総合的な検討により判断するのが事実認定のあり方として相当」だ、というこのようだ。

これはしかし、下手をすると、個別にみれば問題のある鑑定から都合のいいところだけ取り出して結論を導くことにもなりかねない。現に本判決は、「カレー中の亜硫酸結晶は、溶解→再結晶の過程を経ているから、個々の亜硫酸結晶の微量元素の構成から異同識別を判断することは困難」であることを認めながら、③鑑定による同一性比較によれば「結晶中の総微量元素量の構成は、比較的、嫌疑亜硫酸の微量元素の構成と似たものであった」こと、②鑑定によればカレー内の「微量元素の構成は、嫌疑亜硫酸の構成とよく似ていた」ことなど四つのポイントを「総合判断」して同一である「蓋然性」を肯定した。「総合判断」が、個々の鑑定の不備を隠蔽する隠れ蓑になっただけなら幸いである。異同識別鑑定の判断方法一般論とは別に、各論的な問題点もないわけではない。そのうちの幾つかを、次にあげてみよう。

第一に、②鑑定をした中井教授の鑑定人としての適格性・中立性の問題である。判決文中にもあるとおり、同教授は第一回公判期日前から毒物混入事件を抑止するためにと称して鑑定結果をマスコミに公表し、またマスコミの要請に応じてカレール資料による実験まで行っている。本判決は、「中立性が求められる鑑定受託者として軽率な面は指摘できる」が、中井教授は刑事事件の鑑定は初めてで「分析結果の扱い方には慣れておらず」、「その動機や意識を考えると……中立性に疑問を抱かせるようなものではない」とした。現行法に鑑定人忌避制度は存在しないが、同制度の導入も論じられているところでもあり、強い予断・偏見をもっていることの明らかな鑑定人ないし鑑定は、やはり手続から排除されるべきもののように思われる。

第二に、これも②鑑定についてだが、その鑑定経過にかなりさまざまな点が認められる。すなわち、紙コップ等の資料の保管・受渡（あるいは封印）状況について、通常行われている写真撮影による証拠保全がまったくなされていない。弁護側は、鑑定人の資料の扱い、保管がずさんで、汚染の危険を何ら意に介していないと批判した。本判決は、写真撮影はなかったが、重要資料はチャック付きのビニール袋に入

っていて汚染される状態になかったと、さらに、鑑定人は微量な資料を対象とする研究者として、資料間の汚染防止についての知識・経験を有していたとの一般論でこれを補強し弁護人の主張を退けた。鑑定の正確性を事後的に検証できるようにしておくことは、鑑定経過の適正さとその証拠化にとつて重要な作業のほずであり、その懈怠は鑑定の証明力にも影響を与えるものと解すべきである。

第三に、③鑑定の鑑定経過に関する裁判所の対応に疑問な点がある。そも③鑑定は、検察側が満を持して提出した大型放射光施設「Spring 18」による②鑑定の問題点が法廷で明らかになってきたため、弁護側の請求によって行われた再鑑定である。鑑定人谷口・早川両名は、二〇〇一年一月五日に放射光分析による鑑定書を提出したが、その後裁判所から両鑑定人に対して「補充要請」があった。そこで両名は改めて、同月一日付けで「鑑定書（補充）」、同二二日付けで「鑑定書（訂正）」を提出した。二つの「鑑定書」は、補充、訂正というわりにはそれぞれ六五頁、五二頁という詳細なもので、新たな作業を伴う内容であり、結論部分も一部変更になっているという。弁護側の意見も聴かず、再度の鑑定を命じるに等しいやり方は、

裁判所の公正を疑わせ、不透明な印象を与えかねない。本判決は、本件「補充要請」は「形式的な点検にすぎない」と釈明するが、十分な説得力があるように思われない。

四 「殺意」と「動機」の間

被告人が黙秘したことで困るのが、（むろん、有罪判決をだそうという場合のことだが）主観的要素の立証である。本件でいうと、「殺意（殺人の故意）」と「動機」がこれに関連する。ただし、前者は立証できなければ殺人・殺人未遂を問うことはできないが、後者は、立証できなくても有罪にはなりうる。ただし、人を殺す動機は存在は「殺意」の有効な状況証拠であるから、これがないときは殺意を示す強力な別的情況証拠が必要になる。動機について検察側は論告で、被告人が近所の主婦らの対応に「激昂」したことが動機であると主張した。証拠採用された被告人のテレビ発言ビデオ（二〇〇二年三月二二日和歌山地裁決定）によっても、この「激昂」説は成功しなかった。本判決はこの点、「被告人が、ガレージ内の雰囲気激昂したと認めることはできない」と論断した。もともと激昂を裏付ける証拠がなかったから、いわば当然の判

断であるが、乏しい証拠から無理な推論を控えた点は評価されよう。

では、殺意の方はどうか。本判決は、カレールに混入された亜硫酸の量を独自に計算して、検察官主張の一七グラムを上回る、一三五グラムだと判示した。これは、四五〇名ないし一、三五〇名の致死量に当たるといふ。問題は、被告人がどの程度砒素の危険性を認識していたかである。そこで判決は、(a)被告人が過去に「砒素が少量でも人を死亡させ得る危険な毒物であるとの認識を前提にした言動をしている」こと、および、(b)KやIに対する保険金殺人未遂（類似事実）における被害者らの「症状のとらえ方」という二つの状況証拠から、「被告人は、カレールを食べた住民等が死亡することについての認識、認容があった」と結論づけている。しかし、(a)はごく一般的な会話の断片のようにも受け取れるものであるし、(b)は要するに、未遂に終わってはいるが死亡保険金をねらった保険金殺人であることを前提に、「砒素では人は死亡することはないとの認識で被告人が砒素を使用したとは到底考えられない」とするもので、情況証拠として質の高いものではない。結局、右結論の直前に判決が述べているように、一三五グラムという量からみて「カレールを食べた住民等が死亡する

とは思わなかったというようなことは到底考えられ「ない」という点が決め手になったのではないか。

なお、本判決は、殺人の故意の程度については「未必的な殺意」を認めるにとどめている。

五 黙秘権について

最後に黙秘権について。これも本判決の特徴といつてよいと思われるが、事実認定の判示の最後(第14章第4「結語」)で、「以下、本件の審理に関し、二、三付言する」として、「黙秘権の行使」、「最先端の科学的知見の証拠化のあり方」、「犯罪報道のあり方」について、裁判所の所見が開陳されている(同「結語」1「本件の結論」に引き続く2、3、4)。判決の結論を導くのに不可欠とは思われないこれらの所見ないし見解は、いったい何のため、また誰を名宛人として述べられたものか判然としない。ともあれ、最初の「黙秘権の行使」では、まず、本件被告人の黙秘権行使を批判する一部の論調に対して、刑事手続における黙秘権の趣旨、目的を高調し、とくに黙秘から不利益推認することの危険性(えん罪など)を指摘するとともに、「黙秘に対する反発の声」は、自由に依存しない事実認定の手法や証拠法の

創設の方向に「向けられていくことを期待したい」とする。

一般論としてまことにもっともであり、裁判所の見識としてみれば、これ以上付言すべきことはない。ただ本判決は続けて、「本件審理において被告人質問を実施した理由」を述べる。これは、二〇〇三年三月二二日の第九一回公判期日に実施された「被告人質問」が、黙秘権侵害にあたらぬとする裁判所の弁解のようなものである。いわく、弁護人の主張や証人に対する尋問内容は、後日明らかに被告人質問を予定した行為であり、弁護人は信義則上根拠を示す義務がある……。格調高い黙秘権賛歌の後に読むせいいか、ある種の違和感を覚えるのは私だけだろうか。問題の被告人質問の様子は、当時の新聞報道によれば、次のようなものであった。

「それでは被告人質問を」。小川育央裁判長が切り出すと同時に、M被告は立ち上がり、「私は、一切、何もお話ししたくありません」(証言席に)行きたくありません」と弱々しい声で黙秘権行使を告げた。……検察側の質問は、「食事に亜硫酸を混入して殺害しようとしたか?」など、約二時間、約一〇〇問に及んだ。

高裁で無罪が確定した札幌の城丸君事件の被告人も、黙秘権行使を主張し

ているにもかかわらず、一審の公判期日で被告人質問が二度行われ、合計四〇〇問もの質問が繰り返された。被告人は、そのたびに、「お答えすることはありません」との答えを反復する。札幌高判平成一四・三・一九は、「実際に被告人質問を実施してみても被告人が明確に黙秘権を行使する意思を示しているにもかかわらず、延々と質問を続けるなどということは、それ自体被告人の黙秘権の行使を危うくするものであり疑問を感じざるを得ない」(判タ一〇九五号三〇二頁)とこれを批判した。同様の事態に対して示された和歌山地裁の「見識」と比較すると、その違いは明白である。実務で重要なのは一般論ではない。

* * *

死刑判決に対して控訴がなされ、審理は仕切り直しとなった。本稿で触れられなかった疑問点もまだある。控訴審への期待は大きい。

(1) 和歌山地決平成一四・三・二二。この決定につき、白取祐司『ビデオ裁判』への危惧は払拭されたか? 季刊刑事弁護三一(二〇〇二年)一四頁。

(2) 判決書は、本稿執筆時においてできあがっていない。本稿がもとにしたのは、判決当日マスコミなどに配布された「判決要旨」である。これは、「要旨」というより読み上げ原稿であり、事実上、字句・表現を含め、後の判決書とはほぼ同一内容であ

る。

(3) 類似事実による立証は、一般に法律的関連性の問題とされ、原則として許されない。石井一正『刑事実務証法「第二版」』(判例タイムズ社、一九九六年)二二九頁参照。

(4) 石井・前掲書は、他の犯罪事実が例外的に関連性を認められる一例として、「手口などが高い程度の類似性をもつ他の犯罪事実(類似事実)」をあげる(二二九頁)。

(5) しかも、高裁では破棄、無罪になっている(東京高判平成一〇・七・一判時一六五五号三頁)。類似事実による立証の危険性の証左でもある。

(6) 通説・判例である。最大判昭和四一・七・一三刑集二〇巻六号六〇九頁参照。

(7) 判決はこの結論に引き続いて、「他の亜硫酸の混入の可能性」について論じ、「現実には困難である」として、本文に述べた結論を補強している。

(8) 浅田和茂『科学捜査と刑事鑑定』(有斐閣、一九九四年)一六四頁等。

(9) ついでにいうと、⑥鑑定の中井教授は問題のカレーから実体顕微鏡で確認できる大きな亜硫酸の結晶を発見したと法廷で証言したが、これについての写真も撮っていないという。二〇〇二年九月一八日付け「弁論要旨」一一二頁参照。

(10) 二〇〇三年三月二三日付け毎日新聞「和歌山版」。

(しらとり・ゆうじ 北海道大学教授)

